

# 2050年脱炭素社会・アクション宣言

## を募集します！



2050年 脱炭素社会・アクション宣言

登録ロゴマーク

愛媛県では、『愛媛県地球温暖化対策実行計画』において、“2050年脱炭素社会の実現”を目標とし、地球温暖化対策に取り組んでいます。

目標達成に向け、**企業・団体やグループが、それぞれの立場での具体的な取組みを表明する“アクション宣言”を募集します。**脱炭素社会の実現へ向け、オール愛媛で取組みを実践しましょう。

### ●登録の流れ

<企業・団体の場合>

(1)2050年脱炭素社会・アクション宣言書を提出する場合

①県へ宣言書を提出→②県:内容確認後、登録→③県:登録通知、HPへ企業・団体名と取組内容を掲載→④取組の推進(取組状況の報告)

(2)別途県が実施する「愛媛県SDGs推進企業登録制度」において、脱炭素に関する取組・目標を宣言している場合

①県:登録確認書の提出を依頼→②登録確認書を提出→③県:承諾の場合、登録→④県:登録通知、HPへ企業・団体名と取組内容を掲載→⑤取組の推進(「愛媛県SDGs推進企業登録制度」事務局に提出される書類により取組状況を確認)

<グループの場合>

①県へ宣言書を提出→②県:内容を確認後、登録→③HPへ件数掲載→④取組の推進

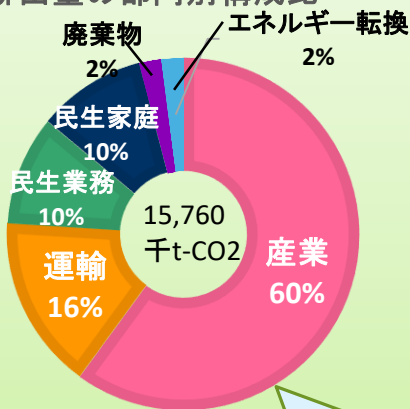
### ●宣言の記載例

- ・〇〇年までにCO2排出量50%削減
- ・住宅・ビル等の省エネルギー化の推進  
(ZEH、ZEBなど建物のゼロエネルギー化など)
- ・再生可能エネルギーの導入(グリーン電力証書の購入など)
- ・太陽光パネルの設置、自動車を電気自動車に更新
- ・適正な冷暖房温度の徹底、クールビズ・ウォームビズの実践
- ・プラスチックごみの5割削減 など

### ●登録のメリット(企業・団体のみ)

- ✓ 名刺や刊行物等に、登録ロゴマークを使用できます。
- ✓ 県が作成する登録ポスターを掲示できます。
- ✓ 各企業等の取組みを県ホームページ等でPRできます。

参考:愛媛県のCO2排出量の部門別構成比  
(2019年度)



脱炭素社会実現のためには  
各分野での取組みが必要です。

～脱炭素社会の実現のためには、SDGs(持続可能な開発目標)

の視点を取り入れた取組が重要です。皆様の宣言をお待ちしています！～



申し込み・問合せ先

愛媛県県民環境部環境局環境・ゼロカーボン推進課

TEL:089-912-2349

FAX:089-912-2344

E-mail:kankyout@pref.ehime.lg.jp

# 2050年脱炭素社会・アクション宣言登録方法

## ○登録対象

- ・愛媛県内に本社・支店等の事業所を有する企業・団体
- ・県内に活動拠点を有する2名以上で構成するグループ

## ○宣言書様式

- ・2050年脱炭素社会・アクション宣言書（様式第1号）  
（登録区分、HPへの掲載可否に✓をお願いします。）

※下記県HPのURL又はQRコードよりダウンロードできます。

<https://www.pref.ehime.jp/kankyou/k-hp/theme/ondanka/action.html>

※別途県（産業政策課）が実施する「愛媛県SDGs推進企業登録制度」で脱炭素に関する取組・目標を宣言、登録された企業・団体には、本宣言の登録確認を行いますので、宣言書の提出は不要です。



## ○登録期間

随時

## ○登録期限

新規登録後最初に迎える7月末日まで

（新規登録が6月又は7月の場合は翌年の7月末日まで）

## ○登録料

無料

## ○提出方法

- ・郵送又はFAXにて様式を提出
- ・下記URL又は右記QRコードから  
えひめ電子申請システムのページに入り、  
入力フォームに入力して提出

※えひめ電子申請システムの利用者登録をされていない方も提出可能です。

[https://s-kantan.jp/pref-ehime-u/offer/offerList\\_detail.action?tempSeq=1287](https://s-kantan.jp/pref-ehime-u/offer/offerList_detail.action?tempSeq=1287)



## ○提出先・問合せ先

〒790-8570

松山市一番町四丁目4番地2

「愛媛県庁 環境・ゼロカーボン推進課 ゼロカーボン推進グループ宛」

TEL：089-912-2349 FAX：089-912-2344

E-mail：kankyou@pref.ehime.lg.jp